

令和元年6月12日
三次市危機管理監危機管理課
三次市吉舎支所

消防団車両の車検切れについて

三次市所有の消防団車両2台を、車検切れ状態で運用していたことが判明しました。

1 該当車両

(1) ポンプ車（普通車）1台

- ① 有効期間満了日 平成31年3月24日
- ② 配置場所 三次市消防団吉舎方面隊第1分団 第1部
- ③ 運用期間 平成31年3月25日から令和元年6月10日のうち、計2回、吉舎町内での火災対応に出動

(2) 積載車（軽自動車）1台

- ① 有効期間満了日 平成31年3月14日
- ② 配置場所 三次市消防団吉舎方面隊第1分団 第2部
- ③ 運用期間 平成31年3月15日から令和元年6月10日のうち、計1回、吉舎町内での火災対応に出動。

2 概要

令和元年6月9日の吉舎方面隊消防訓練時に、消防団員が気づき、翌日6月10日に該当車両を管理している市吉舎支所に報告があり判明したものと。

消防団車両の車検については、車両を管理している部署において、管理表を作成し、車検期限等を確認しています。

本件については、市吉舎支所において、車検期限の確認が不十分であったため発生したものです。

3 再発防止策

消防団車両を含め、すべての市公用車の車検期限の管理を徹底し、車検の実施は有効期限の1カ月前から可能であることから、余裕をもった実施日の設定を行います。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 危機管理監 危機管理課（担当／白附，高松）

電話番号：0824-62-6265 FAX番号：0824-62-2951

E-mail：kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号